

別表

日常生活用具給付一覧表							
種 目 (耐用年数)	性 能	基準額	対 象 者			備考	
			要 件	意見書	介護 保険		
介護・訓練支援用具	特殊尿器 (5年)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者等又は介護者が容易に使用することができるもの	67,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が1級と記載されている者 難病患者等で自力で排尿できないもの	○ ○	○ ○	
	入浴担架 (5年)	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者			3歳以上
	体位変換器 (5年)	障害者等又は介護者が容易に使用することができるもの	15,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	○ ○	○ ○	3歳以上
	移動用リフト (4年)	介護者が障害者等を移動させるに当たって、容易に使用することができるもの	159,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者 難病患者等で下肢又は体幹に障害があるもの	○ ○	○ ○	学齢児以上 天井走行型その他の住宅改修を伴うものについては、工事費を除く。
	特殊寝台(訓練用ベッド) (8年)	原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもので、腕、脚等の訓練のできる器具を附帯できるもの	154,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者 難病患者等で、寝たきりの状態にあるもの又は下肢若しくは体幹に障害があるもの	○ ○	○ ○	学齢児以上
	特殊マット (5年)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗の防止をすることができる機能を有するもの	50,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者 難病患者等で寝たきりの状態にあるもの	○ ○	○ ○	
	入浴用いす (8年)	洗体・洗髪を行う際、安全に座位の保持を行えるもの	80,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害が記載されている者で入浴に介助を要するもの 難病患者等で入浴に介助を要するもの	○ ○	○ ○	3歳以上
	訓練いす (5年)	原則として附属のテーブルを付けることができるもの	33,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者			3歳以上18歳未満
自立生活支援用具	歩行補助つえ (3年)	T字状又は棒状のもの	3,150円	身体障害者手帳に平衡機能障害又は下肢若しくは体幹に係る障害が記載されている者		○	1本に限る。
	火災警報器 (8年)	室内の火災を煙又は熱により感知し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	15,500円	火災発生の感知又は避難が困難な身体障害者、知的障害者又は精神障害者	○		学齢児以上
	自動消火器 (8年)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火することができるもの	28,700円	火災発生の感知又は避難が困難な身体障害者、知的障害者又は精神障害者 難病患者等で火災発生の感知又は避難が困難なもの	○ ○		学齢児以上
	電磁調理器 (6年)	障害者等が容易に使用することができるもの	41,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者 知的障害者でその障害の程度が重度(A)と判定されたもの 精神障害者	○		18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機 (10年)	視覚障害者が容易に使用することができるもの	7,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置 (8年)	音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの(サウンドマスター、目覚時計、屋内信号灯を含む。)	87,400円	身体障害者手帳に聴覚の障害の程度が2級と記載されている者			18歳以上

便器 (8年)	障害者等が容易に使用することができるもの	手すり付 9,850円 本体のみ 4,450円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害の程度が2級以上と記載されている者 難病患者等で常時介助を要するもの	○	○	学齢児以上 住宅改修を伴うものを除く。	
歩行器 (3年)	歩行を補助できるもの	30,000円	知的障害者又は精神障害者で歩行が困難な者	○	○		
入浴補助用具 (8年)	浴槽用手すり	20,000円	身体障害者手帳に下肢又は体幹の障害が記載されている者で入浴に介助を要するもの 難病患者等で入浴に介助を要するもの	○	○	3歳以上 住宅改修を伴うものを除く。	
	その他入浴補助用具						
歩行支援用具 (8年)	手すり	手すり又はスロープ 30,000円 その他 10,000円	身体障害者手帳に平衡機能障害又は下肢若しくは体幹の障害が記載されている者で家庭内の移動において介助を必要とする者 難病患者等で下肢又は体幹に障害があるもの	○	△	3歳以上 住宅改修を伴うものを除く。 手すり及びスロープのみ介護保険優先	
	スロープ						
	その他歩行支援用具						
頭部保護帽 (3年)	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	オーダーメイド 15,600円 (既製品にあっては、12,500円)	身体障害者手帳に平衡機能障害又は下肢若しくは体幹の障害が記載されている者で頻りに転倒する者 てんかんの発作等により頻りに転倒する身体障害者、知的障害者又は精神障害者	○			
特殊便器 (8年)	障害者等が容易に操作でき、温水又は温風を出すことができるもの	100,000円	身体障害者手帳に上肢の障害の程度が2級以上と記載されている者 知的障害者でその障害の程度が重度(A)と判定されたもの 難病患者等で上肢に障害があるもの	○		学齢児以上 住宅改修を伴うものを除く。	
視覚障害者用生活補助用具 (3年)	食事、洗濯、入浴等の生活行動を助ける用具(黒しゃもじ、ソックスクリップ等)	5,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上	
薬ケース (3年)	障害者等が容易に使用できるもの	1,000円	日常的に薬を服用する身体障害者、知的障害者又は精神障害者				
補聴器ケア用品 (3年)	補聴器を清潔、安全に保つもの(電池チェッカー、乾燥ケース等)	5,000円	身体障害者手帳に聴覚の障害が記載されている者で補聴器を使用している者				
音声ICタグリーダー (8年)	音声を登録したタグに本体を近づけて読み取りボタンを押すと、登録内容を音声で報せるもの	59,800円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上	
在宅療養等支援用具	透析液加温器 (5年)	透析液を加温し、一定の温度に保つもの	51,500円	身体障害者手帳にじん臓の障害の程度が3級以上と記載されている者で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者			
	ネブライザー(吸入器) (5年)	障害者等又は介護者が容易に使用することができるもの	36,000円	身体障害者手帳に呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者 難病患者等で呼吸器に障害があるもの	○		
					○		
	電気式たん吸引器 (5年)	障害者等又は介護者が容易に使用することができるもの	56,400円	身体障害者手帳に呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者 難病患者等で呼吸器に障害があるもの	○		
					○		
視覚障害者用体温計(音声式) (5年)	障害者等が容易に使用することができるもの	9,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上	
視覚障害者用体重計(音声式) (5年)	障害者等が容易に使用することができるもの	18,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上	

	視覚障害者用血圧計（音声式）（5年）	障害者等が容易に使用することができるもの	20,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者であって、日常的に血圧を測定する必要がある者	○		
	電気式たん吸引器・ネブライザー 一体型（5年）	吸入器と吸引器が一体となったもの	60,000円	身体障害者手帳に呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者	○		
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）（5年）	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用することができるもの	157,500円	身体障害者手帳に心臓又は呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者 難病患者等で人工呼吸器の装着が必要なもの	○ ○		
	人工呼吸器用自家発電機又は外部バッテリー（10年又は6年）	居宅で使用する人工呼吸器に接続することで、人工呼吸器の稼働に必要な電力を供給できるもの（外部バッテリーにあっては、充電器及びインバータを含む。）	100,000円	身体障害者手帳に呼吸器の障害の程度が3級以上と記載されている者で、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なもの 上記の者と同程度の障害を有する身体障害者で、在宅で常時人工呼吸器の装着が必要なもの	○ ○		自家発電機又は外部バッテリーは、いずれか一方のみとし、入院・入所中は給付を受けることができない。
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置（5年）	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用することができるもの	98,800円	身体障害者手帳に音声機能又は言語機能の障害が記載されている者で、発声発語に著しい障害を有するもの 身体障害者手帳に肢体不自由に係る障害が記載されている者で、発声発語に著しい障害を有するもの	△ △		学齢児以上 身体障害者診断書・意見書により要件を確認することができるときは、意見書不要
	点字ディスプレイ（6年）	文字等のコンピューター画面の情報を点字等により示すことができるもの	383,500円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			18歳以上
	点字器（5年）	障害者等が容易に使用することができるもの	10,700円	身体障害者手帳に視覚の障害が記載されている者			
	点字タイプライター（5年）	障害者等が容易に使用することができるもの	63,100円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者で、就労又は就学に伴い必要と認められるもの			
	聴覚障害者用情報受信装置（6年）	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用することができるもの	88,900円	身体障害者手帳に聴覚の障害が記載されている者			
	視覚障害者用読書器（8年）	文字等を撮像し、モニター画面に拡大して映し出すための映像信号に変換して出力する機能を有するもの又は撮像した活字を文字として認識し、音声信号に変換して出力する機能を有するもの	198,000円	身体障害者手帳に視覚の障害が記載されている者			学齢児以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー（6年）	録音・再生が可能で視覚障害者が容易に使用することができるもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上
	視覚障害者用活字文書読上げ装置（6年）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用することができるもの	99,800円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上

	人工喉頭 (5年)	喉頭を摘出したことにより、音声機能を喪失したものに對して用いられる代用音声の用具	72,200円 (笛式にあつては5,000円)	身体障害者手帳に音声機能の障害が記載されている者で、喉頭を摘出したもの			
	点字毎日 (-)	点字により作成された新聞	一部当たり80円	身体障害者手帳に視覚の障害が記載されている者で情報の入手を主に点字によっているもの			購入に要する費用から左記の基準額を控除した金額の給付を受けることができる。
	点字図書 (-)	点字により作成された図書(月刊又は週刊で発行される雑誌等を除く。)	年間6タイトル又は24巻を限度とし福祉事務所長が認めた額	身体障害者手帳に視覚の障害が記載されている者で情報の入手を主に点字によっているもの			
	視覚障害者用時計(音声式) (10年)	障害者等が容易に使用することができるもの	13,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			
	聴覚障害者用通信装置(FAX) (5年)	一般の電話器に接続することができるもので音声の代わりに文章等により通信が可能な機器であつて、障害者等が容易に使用することができるもの	40,000円	身体障害者手帳に聴覚の障害が記載されている者 発声・発語に著しい障害を有する身体障害者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの			学齢児以上
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ (6年)	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ災害時の緊急放送を受信するもので、障害者等が容易に使用することができるもの	29,000円	身体障害者手帳に視覚の障害の程度が2級以上と記載されている者			学齢児以上
排せつ管理支援用具	紙おむつ等 (-)	紙おむつ、サラシ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸用具、尿パット、おしりふき等	12,000円/月	畜尿袋又は畜便袋の給付の対象となる身体障害者であつて、治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の著しい皮膚のびらん又はストマの変形のためストマ用装具を装着することができないもの 先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する二分脊椎等の神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害がある身体障害者 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある身体障害者 脳原性運動機能障害(脳性麻痺等の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をいう。以下同じ。)により排尿又は排便の意思表示が困難な身体障害者	○ ○ ○		3歳以上
	蓄尿袋 (-)	人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具等	11,630円/月	身体障害者手帳にぼうこう若しくは直腸の機能障害又は小腸機能障害が記載されている者で、ストマを造設しているもの			
	蓄便袋 (-)	人工肛門を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具等	8,850円/月	身体障害者手帳にぼうこう若しくは直腸の機能障害又は小腸機能障害が記載されている者で、ストマを造設しているもの			
	収尿器 (-)	採尿器と蓄尿袋で構成され身体に固定して尿を溜めておく用具	8,500円/月	身体障害者手帳にぼうこうの機能障害が記載されている者で、高度の排尿機能障害があるもの			

住宅改修費	居宅生活動作補助用具 (一)	障害者等の移動等を円滑にする用具で、その設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	身体障害者手帳に下肢若しくは体幹の障害又は脳原性運動機能障害(移動機能障害に限る。)が記載されている者であって、その障害の程度が3級以上と記載されている者(特殊便器への取替をする場合にあっては、身体障害者手帳に上肢の障害の程度が2級以上と記載されている者)		○	学齢児以上1人につき1回の給付に限る。
				難病患者等で下肢又は体幹に障害があるもの	○	○	

- (注)
- この表において「難病患者等」とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である者をいう。
 - この表において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。
 - この表において「知的障害者」とは、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者であって、療育手帳の交付を受けた者をいう。
 - この表において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。
 - この表の意見書の欄において、○は用具の給付の申請に当たり日常生活用具給付意見書を要することを表し、△は用具の給付の申請に当たり日常生活用具給付意見書又はその他の書類であって対象者の要件を確認することができるものを要することを表す。
 - この表の介護保険の欄において、○は介護保険法により同等品の貸与を受け、又は購入をすることができる用具であることを表し、△はその一部が当該用具であることを表す。
 - 脳原性運動機能障害については、上肢、下肢又は体幹の障害に準じて取り扱うものとする。
 - 一の製品が5,000円以上の物であって、当該製品の使用に当たりその主要機能が障害に配慮されているものについては、この表に掲げる用具の給付に準じて、当該製品の購入費用の2分の1以内の額(10万円を限度とする。)を補助することができるものとし、その対象者は、身体障害者手帳に障害の程度が4級以上と記載されている者又は知的障害者でその障害の程度が中度(B1)以上と判定された者であって、当該製品を使用しなければ機器の操作が困難なもの(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の例による特別障害者手当の支給の制限を受けない程度の者に限る。)とする。

<小児慢性特定疾病児童>

種 目	性 能	限 度 額	対 象 者
便器	小児慢性特定疾病児童が容易に使用することができるもの (手すりをつけることができるもの)	4,900円	常時介助を必要とするかた
特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円	寝たきりの状態にあるかた
特殊便器	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円	上肢機能に障害のあるかた
特殊寝台	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の 頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円	寝たきりの状態にあるかた
歩行支援用具	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等 であって、小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏ま え、必要な強度と安定性を有し、転倒防止、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の用具になるもの	66,000円	下肢が不自由なかた
入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助ができ、 小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	99,000円	入浴に介助を要するかた
特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は 介護者が容易に使用することができるもの	73,700円	自力で排尿できないかた
体位変換器	介護者が小児慢性特定疾病児童の体位を交換させるのに容易に 使用することができるもの	16,500円	寝たきりの状態にあるかた
車いす	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、 必要な強度と安定性を有するもの	77,440円	下肢が不自由なかた
頭部保護帽	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円	発作等により頻繁に転倒するかた
電気式たん吸引器	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	62,040円	呼吸器機能に障害のあるかた
クールベスト	疾病の症状に合わせて体温調整のできるもの	22,000円	体温調節が著しく難しいかた
紫外線カット クリーム	紫外線をカットできるもの。	41,580円	紫外線に対する防御機能が 著しく欠けて、がんや神経障害 を起こすことがあるかた
ネブライザー（吸入器）	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	39,600円	呼吸器機能に障害のあるかた
動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有 し、介護者等が容易に使用することができるもの	173,250円	人工呼吸器の装着が必要なかた
ストーマ装具（蓄便袋）	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	113,520円	人工肛門を造設したかた
ストーマ装具（蓄尿袋）	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	149,160円	人工膀胱を造設したかた
人工鼻	小児慢性特定疾病児童又は介護者が容易に使用することができる もの	128,700円	人工呼吸器の装着又は気管切開が 必要なかた